

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第45号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年新潟県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。）の写し</p> <p>(2) (略)</p>

(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年新潟県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書（一戸建ての住宅について日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。）の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める</p>

図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア (略)

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し

(2) (略)

3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し

図書は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア (略)

イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。)の写し

(2) (略)

3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1)～(4) (略)

(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。)の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。